

横行審第 6 号
令和 7 年（2025 年）10 月 15 日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市行政手続審議会
委員長 出 口 裕 明

横須賀市行政手続条例の改正について（答申）

横須賀市行政手続条例第 38 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 7 年 10 月 15 日付け横
総総第 94 号により諮問のありました横須賀市行政手続条例の改正についての審議がまとま
りましたので、別紙のとおり答申します。

答 申 書

令和 7 年（2025年）10月15日

横須賀市行政手続審議会

横須賀市行政手続条例（平成 8 年横須賀市条例第 3 号。以下「条例」という。）の改正について

1 改正内容について

聴聞の通知方法（条例第 14 条関係）を、現行の「事務所掲示板への掲示」から、「市ホームページでの閲覧」及び「①事務所掲示場での掲示」又は「②事務所内設置パソコン画面での表示」に改めることは、適当である。

【説明】

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）において、処分の名宛人が所在不明の場合の聴聞の通知の方式を、インターネットにより閲覧に供するとともに、書面を掲示板に掲示するか、又は事務所に設置したパソコン画面での表示により閲覧に供する方法へと改正がなされた。

今回の諮問内容である条例第 14 条関係の聴聞の通知方法の変更は、この法の改正に即したものであるといえる。

したがって、聴聞の通知の方法について、現行の「本市の事務所の掲示板に掲示する方法」から、「インターネット回線を通じて市のホームページで閲覧する方法」及び、「①本市の事務所の掲示場に掲示する方法」又は「②事務所内に設置したパソコン画面での表示により閲覧する方法」に改正することは、適当である。

2 その他の改正について

聴聞の通知の方法を準用している手続や条例第 14 条を引用している条項についても、併せて改正することは適当である。（条例第 15 条、第 21 条及び第 28 条関係）

【説明】

聴聞の通知方法（条例第 14 条関係）を改正することにより、関係条項にずれが生じることとなる。

このため、所要の規定整備として、聴聞の通知方法を準用している手続並びに条例第 14 条を引用している条項についても併せて改正することは、適当である。

3 施行期日について（附則関係）

施行期日を令和8年7月1日とすることについては、適当である。

【説 明】

行政手続法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行期日は、公布の日（令和5年6月16日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされ、当該政令がまだ公布されていないため確定していないが、諸般の状況から令和8年6月15日施行が見込まれる。

法と条例は、形式上はそれぞれ異なる制度であり、個々の事案においては各々の根拠法令に基づき処分が行われるものであるため、改正法の施行期日と、横須賀市行政手続条例の一部を改正する条例（以下「改正条例」という。）の施行期日を必ずしも一致させる必要はないものと解される。

しかしながら、実務上、法と条例はほぼ一体的に運用されており、聴聞の手続は両者に共通するものであることに鑑みれば、両者が異なる形で運用される期間が長く続くことは適切ではない。

今般の条例の改正が法の改正に即したものであることも考慮すれば、改正法の施行からできるだけ日を置かずに改正条例を施行することが適切であると考えられる。

したがって、改正法の仮の施行期日が令和8年6月15日であることを踏まえ、改正条例の施行期日を翌月初日である令和8年7月1日とすることは適当である。

横須賀市行政手続審議会

委員長 出口 裕 明

委員 小 倉 孝 之

糠 塚 康 江

濱 野 秀 雄

平 野 武 洋